

イギリスの対露情報収集活動

一八六五、六年のサハリン島視察

鵜飼政志

はじめに

一九世紀後半のアジア地域、特にその極西(中東)および極東地域において、イギリスとロシアが互いにその覇権を争いあつたことは、疑いようのない史実である。そして、英露の対立は関係地域にさまざまな影響を与えていった。

例えば、一八五三年発生のカリミア戦争に関連して、イギリス極東艦隊が日本に中立を求めた日英協定(日英和親条約)の締結(一八五四年)、一八六一年におけるロシア太平洋艦隊ポサドニツク号の対馬芋浦崎不法逗留事件(ポサドニツク号事件)などは、日本が英露対立の影響を受けた典型的事例といえよう。

そのためか、一九世紀後半における極東地域での英露対立は、日本史研究の分野においても一様に強調されている。しかし、前述したような事例を除けば、英露は日本周辺においていかに行動しあい、いかに対立しあつたのかについて、必ずしも既存の研究史は正確な理解を持ち合わせていない。むしろ、極東における英露の対立という図式がいくつかの著名な事例によって理念的に強調されているといったほうが現状では正しいように思われる。

本稿の主題である、サハリン島における日露国境問題についてもそれは同様である。当時、極東においてロシアがとりつづけた南下政策は、ロシア人とアイヌ人、日本人が雑居していたサハリン島にもおよび、さらには完全な日本領である蝦夷にまでおよびかの状況であつた。こうしたロシアの南下政策に対して、アジアにおける自国権益保護の観点から多大な危惧の念を抱いたのが、イギリスである。イギリスは、日本と国交を樹立した当初から、ロシアの動向を警戒していたといわれている。たしかに、前述した対馬におけるポサドニツク号事件のような対立関係も発生した。しかし、対馬は日本の北方海域ではない。サハリン島周辺におけるロシアの動向をいかにイギリスは注視し、いかなる対応策をとっていたのか。また、それはいつからなのか。このことについて、従来の研究は必ずしも明確でない。むしろ曖昧といえる。その多くは、日露関係の観点から、イギリスの立場を言及しているためである。

また、サハリン島周辺におけるロシアの南下政策に対するイギリスの対応について言及している研究¹の多くは、一八六七年、あるいは一八六八年あたりから詳細に論じていることが多いが、はたして適当であるうか。イギリスの外交機関、およびイギリス海軍じたいは、それよりはるか以前からアジアにおいて

活動している。また、日本と実質的な国交関係を有した一八五四（安政元）年からでも一二年以上の月日が経過しているが、その間、イギリスは何の対応もとらなかつたのであろうか。

本稿は、イギリス、とりわけ駐日公使館および極東海域に活動していた同国海軍の側から、サハリン島周辺におけるロシアの南下政策をいかに理解し、いかなる対応をとるようになったのか、その端緒といえる一八六五～六年の活動を中心に明らかにしたものである。

第一章 前史

一九世紀前半の日本における英露の脅威

一九世紀前半の日本は、前世紀末のラックスマン来航に始まるロシアのアジア南下政策、ナポレオン戦争に関連したイギリス軍艦フェートン号の長崎侵入事件（一八〇八年）、さらにはイギリスがアジアの大国である中国を撃破したアヘン戦争（一八四〇～二年）など、英露両国の極東政策によつて、直接的・間接的影響を受けながら、徐々に国内の政権基盤を緩めていったといえる。

ロシアのサハリン島進出・日露和親条約の締結

特に、前世紀末までにシベリア極東にまで自国領土を拡大させていたロシアは、その後、沿海州にコニラエフスクなどの拠点を建設し、さらに一八五二（嘉永五）年からはサハリン島の本格的経営を開始した。しかし、翌年のアメリカ・ペリー艦隊日本派遣の報に接すると、サハリン島におけるアメリカの影響力を排除するため、同島に植民地を建設することに方針を決定した。そして、東シベリア総督ムラビヨフは、サハリン島における主要植民地を南部アニワ湾に建設することを指示し、同年九月にネヴェリスコイ海軍少佐が軍艦ニコライ一世号を率いてアニワ湾に入り、クシュンコタンを占拠・砲台を築いた。

これと同時に、同年ロシアは、同国船舶に対する薪水・食料の供与、サハリンおよび千島列島における日露国境の確定、さらには通商関係の模索を試みて、海軍准提督プチャーチンを全権使節とする艦隊（二隻）を日本に派遣した。

日露国境問題に関して、プチャーチンは、サハリン全島をロシア領（アニワ湾の諸港を除く）・クリル諸島（千島列島）のうちエトロフ島の日露折半（択捉以北はロシア領）を主張したが、徳川幕府側は、サハリン島においては北緯五〇度以南を日本領、クリル諸島はエトロフ全島以南を日本領と主張したため、交渉は進展しなかつた。そして結局、双方譲歩の結果、一八五五年二月七日（安政元年一二月二一日）に調印された日露和親条約では、クリル諸島については

ウルツプ島とエトロフ島の間を日露国境とし、サハリン島については日露雑居の地として国境線を定めなかった。²⁾

日英協定の意味するもの

日露和親条約と時を同じくして、イギリスも日本との国交関係を樹立しているが、これはイギリス本国政府によって公式に意図された結果とはいえない要素があつた。

一八五四～五年にかけて、英露両国はともに日本との国交関係を樹立した。一八五三年に始まつた露土戦争は、ロシア権益のバルカン半島への拡大を懸念した英仏両国がトルコを援助して翌年に参戦した(クリミア戦争)。その後、オーストリア、プロシアなどもロシアに参戦したことにより、クリミア戦争はヨーロッパをロシアから防衛するための戦争であるかの様相を呈することになった。また、クリミア戦争の余波は、極東地域にも及んだ。英仏両国、特にイギリス政府が、東インド艦隊中国方面分遣艦隊に対して、自国船舶をロシア艦隊から防衛すべき旨を命令していたからである。

一八五四年九月、ロシア艦船探索の途中で長崎に来航したイギリス艦隊司令長官スターリング准提督は、現地の幕府当局者に対して、ロシアによるサハリン島およびクリル諸島への領土的野心を警告し、イギリスの対露宣戦布告文を提示して、日本の局外中立を求めた。既に同年、日米和親条約に調印結していた徳川幕府は、スターリングの提案に基づき、船舶修理、薪水・食料補給を目的としたイギリス船舶の長崎・箱館入港などを認めた日英協定(日英和親条約)に調印した。³⁾

外交権限のなかつたスターリングの行動について、その後、イギリス本国政府は事後的にこれを承認した。このことについては、研究上、徳川幕府によるスターリングの要求受諾に関して異論もあるが⁴⁾、当時のイギリス艦隊にとって、日本以北の海域は海図の不完全な未知なるエリアであり、ロシア艦船の探索・自国船舶の保護という任務を遂行するためには、より未知なる北方海域に近い安全な停泊港の確保、薪水・食料ルートの確保が最低限必要であつた。ゆえにスターリングは、ブチャーチン艦隊の日本来航という確実な情報もあり、外交交渉に等しい行動を日本側に対してとらざるをえなかつたと考えられるのである。ちなみに、完全な北方海域、特にサハリン島以北から沿海州地方に通じる海図を持たないスターリング指揮下のイギリス極東艦隊は、結果的にロシア艦隊と交戦しながらも、これを捕り逃してしまい、本国海軍省から叱責されたこともあつた。⁵⁾

ロシアのサハリン島再進出と日露国境問題の再燃

日露和親条約の調印に先立つ一八五五年五月、プチャーチンは、ネヴェリスコイの反対にもかかわらず、クシユンコタンを始めとするサハリン島拠点からのロシア兵撤退を命令した。クリミア戦争の発生により、極東地域における海軍力不足という問題もあり、離島であるサハリン島の防衛を困難と考えたからである。しかし、一八五六年にパリ講和条約が調印されて、クリミア戦争が終結すると、ロシアは黒海方面への南下が禁じられたこともあり、サハリン島に再進出していく。そして、一八五九（安政六）年までには、アラコイ（北緯五一度）・ホロコタン（北緯五〇度）・ナヨロ（北緯四八度）・クシユンナイ（北緯四八度）・アヌマイ（北緯四八度）をはじめとする要所に進出していった。

徳川幕府は、こうしたロシア人のサハリン島再進出を予想しており、日露両国は、ほぼ北緯四八度線を実質的国境として対峙すると共に、いささかの交流を持つようになった。

しかし、同年、東シベリア総督ムラビヨフ伯爵が日露の国境問題を確定すべく九隻の大艦隊を率いて江戸湾に来航した。ムラビヨフは、サハリン全島をロシアが領有、日露の国境をラ・ペルーズ海峡（宗谷海峡）とすることを主張し、徳川幕府と対立した⁷。また、艦隊の日本滞在中、所屬の士官と水兵の二名が横浜で殺傷される事件が発生したが、ムラビヨフは、本国政府から平和的行動を訓令されていたことに加え、自身も平和的対応を望んだため、事件を交渉の道具とすることを拒否して、あえて交渉による結論を望んだ。その結果、交渉は不調に終わった。

しかし、一八六〇年の北京条約により、ロシアは清国からウスリー地方を獲得した。これにより、サハリン島の戦略的かつ経済的意義は大きなものとなる。そして、サハリン島は沿海州地方防衛上の拠点であると同時に、同地方の一部とみなされるようになったのである⁸。

国境確定の必要さを認識した徳川幕府は、一八六二（文久二）年、両港（兵庫・新潟）両都（大坂・江戸）の開港・開市延期問題のために欧米条約国に派遣された使節が、セント・ペテルブルクを訪問した際、サハリン島における国境問題も交渉している。この時、幕府使節は北緯五〇度を国境線として主張したのに対して、ロシア政府は北緯四八度線まで譲歩する姿勢を示した。しかし、幕府使節の正使竹内保徳および副使松平康直が北緯四八度線案を受諾する意向であったのに対し、目付京極高次が北緯五〇度線を主張して譲らなかつたため、結局、使節の見解は一致をみなかった。その結果、一八六二年九月一二日（文久二年八月一九日）調印された覚書では、両国が後日現地に全権使節を派遣し、協議のうえで国境を確定することにした。翌年、ロシア側はニコラエフスクに

全権使節を派遣したが、幕府側は国内政局が混乱したこともあって使節を派遣することができず、覚書を履行することができなかった¹⁰⁾。

ロシアの対日（軍事）政策

このように、サハリン島をめぐる国際関係が転々とするなか、日本に対するイギリスとロシアの対日（軍事）政策はきわめて対照的なものとなっていた。

ロシア政府は、一八五八（安政五）年に日本と通商条約を結んだ後も、日本の幕末を通じ、箱館を除いて外交機関を駐在させることがなかった（一八五八年から六五年まではゴシケビッチ、六五年からはビューツォフが歴任）。

その理由としては、つねに日本に対する内政不干渉の政策を維持することを命じたロシア政府の態度が影響しているが¹¹⁾、ロシアの対日貿易がほとんど進展しなかったためといったほうがより説得的であろう。

この間、一八六〇年から翌年にかけて、ロシアは新たに太平洋艦隊を創設し、中国・日本方面および太平洋方面に向けた自国権益の保護活動を開始させている¹²⁾。

しかし、司令長官リハチヨフが独断的におこなったとされる、かの有名なボサドニツク号事件（対馬芋浦崎の租借を求め、約半年間にわたって不法逗留を続けた）を除けば、ロシア太平洋艦隊の行動範囲が、本州以南の日本海域におよぶことはあまりなかった。また、横浜や江戸で頻発した外国人殺傷事件を契機として日本と欧米諸国との緊張関係が高まった一八六四年前後にいたっては、内政不干渉の立場を堅持するため、意図的に日本海域より自国海軍力を撤収させている¹³⁾。そのため、例えば一八六五年夏、日本海域で活動していたロシア軍艦は、バリアック号一隻のみであったといわれている（箱館領事館との連絡用として）¹⁴⁾。

しかし、こうしたロシアの対日政策、対日貿易への関心の低さは、後述するように、サハリン島やクリル諸島、さらには日本の蝦夷地に対する領土的野心の裏返しだとして、イギリスを始めとした諸外国から疑われることになるのである。

イギリスの対日（軍事）政策

一方、イギリス海軍の対日政策はいかなるものであったのか。

クリミア戦争終結後も、イギリスはつねに極東海域におけるロシア海軍の動向を懸念していた。しかしイギリス外務省は、英露海軍が覇権争いを繰り広げることになると、開始されたばかりの対日関係に悪影響を与えることになるとして、外交交渉を基本とすべき旨の訓令を、初代駐日代表ラザフォード・オー

ルコックに与えていた¹⁶⁾。

こうした外務省の懸念とは別に、当時、極東海域におけるイギリス海軍の行動は難しいものがあつた。なぜなら、度重なる清国政府との戦争、太平天国軍に対する清国内居留地の防衛任務、さらには海賊行為から自国船舶を保護すべく活動しなければならぬ状況にあつたからである。そのため、当時の東インド艦隊中国方面分遣艦隊（以下、イギリス極東艦隊）司令長官ジェームス・ホープは、対日貿易開始当初から頻発した外国人殺傷事件・イギリス公使館襲撃事件に際して、オールコックから強く要請された軍事力派遣要請にさえ応じられない期間が長かつた。清国での状況が改善されるとともに、日本での排外主義（攘夷運動）が高揚化する一八六二（文久二）年以降になると、さすがのホープ、およびイギリス本国政府も、事態の緊迫さを悟り、日本に対して自国権益保護のための常駐的な軍事力を派遣し、遂には二度にわたる直接的軍事行動（一八六三年の鹿児島砲撃、翌年の下関砲台砲撃）を、フランス・オランダ・アメリカとともに実施することになる¹⁶⁾。こうした対日関係の混乱は、イギリスの現地当局者たちに、ロシア（海軍）の行動を警戒させる余裕を一時的になくさせてしまったといえる。

また、日英協定の調印に関連して述べたように、当時、イギリス海軍は、北方海域、正確には日本海北域から朝鮮半島、沿海州地方、さらにはサハリン島およびクリル諸島海域における完全な海図を持ち合わせていなかった。イギリス海軍のなかには、別個、測量活動に専従する測量艦隊があつた。しかし、極東海域の場合、久しく老朽艦船が二隻程度活動していたのみで、精力的な活動には限界があり、海路情報をロシア海軍から提供してもらつたことさえあつた（当然、軍事上重要な海路情報が提供されることはない）¹⁷⁾。さらに前述したように、日本の国内政局混乱期にロシア海軍は意図的に軍艦を日本海域から撤収している。

そのため、対日関係が好転する一八六五（慶応元）年あたりまで、ロシア海軍の動向は、ムラビヨフ艦隊の江戸来航や対馬芋浦崎におけるポサドニツク号事件といった大事件、さらに時おり箱館や長崎のイギリス領事が伝えるロシア軍艦の現地来航情報などを除けば、イギリスの駐日外交機関・極東海軍当局者の視点から表面上は消えてしまっていたのである。

第二章 一八六五年

駐日代理公使ウィンチェスターの覚書

とはいえ、イギリス駐日外交機関が、ロシアの動向をまったく軽視していた

わけではなかった。

一八六五（慶応元）年六月、離任することになった代理公使ウインチエスタ
ーは、新駐日公使ハリー・パークスの便宜ため、日本と条約を結んでいる各国
および駐日各国代表との個人関係に関する覚書を作成している。その覚書中、
ロシアの項目は以下のように記されていた¹⁸⁾。

ロシア

ロシア人は日本の外国貿易伸張に関心を抱いていない。（略）しかしその一
方で、領土的関心を有している。すなわち、第一に、現在、日本との共同保
有になっているサハリン島全部の占領をもくろんでいる。同島における炭坑
脈は重要な価値を有することがわかつている。またロシア人たちは、同島に
おいて石炭以外の鉱脈資源を発見したと考えられる。最近、（駐日箱館領事）
ゴシケビツチ氏が同島を訪問したが、それは鉱脈資源を掘削する権利を公式
に獲得するためである。

第二に、ロシアが北方地域において徐々にその支配を拡張させるために重
要な二つの海域が交錯する地点にある対馬の保有は、彼らをもつひとつ
のマルタ島をつくらせることになるであろう。

第三に、日本の領土である蝦夷の併合である。これは、ロシアの側からす
れば望ましくかつ達成すべき政策であると考えられるので、当然の行動目標
として、そうした命令が発せられたといわれている。日本人たちは、十分に
隣国を大国かつ脅威とみなしており、その領土的関心に気がついている。

日本におけるロシア艦隊は、（自国以外の）外国人たちや外国船の保護活動
を妨害するような行動をしてはならないと、厳しく命令されていると理解し
ている。一八六三年の（対日関係）緊張時に、ロシア人将校は公然と、「もし
貴殿がわれわれの艦船に漂着してきたら、貴殿は安全である。われわれは、
貴殿たちに対して発砲することはないし、ボートから落とすこともない」と
語っている。しかしロシア人たちは、日本に対しては言葉を換えて、「貴殿た
ちを貿易活動や江戸（における外国人）居住問題などで苦しめている他国の
人々に礼儀は払わない、われわれは大国であり、貴殿たちと友好関係を結ぶ
ことに関心がある」と述べている。

なるほど、ロシアはつねに自分の時間で行動しているのである。そして、
忍耐強くその明確な目的（＝領土獲得）に近づけるよう行動できたといささ
かでも満足できれば、それは結局、（ロシアにとって）満足できることなので
ある。

このウィンチエスターの指摘は、当時におけるロシアの対日政策を言い当てていた。

そして、この頃から箱館のイギリス領事館が伝えてくる北方情報は、明らかに変化の兆しをみせていた。

ロシア軍艦の頻繁な箱館来航と新駐日公使パークスの現地視察

一八六五年三月一四日付で、箱館代理領事アネスリーは駐日公使オールコック宛公信のなかで、昨日夕刻、長崎経由でロシア蒸気軍艦ボガチ号が現地に来航したことを伝えた。そしてボガチ号は、明後日、北方ロシア領の視察に向かい、現地に三週間滞在した後、箱館に帰還する予定であるほか、さらなるロシア提督の搭乗した軍艦が長崎経由で現地に来航予定との情報を伝えている。アネスリーによれば、過去一〇ヶ月間におけるロシア軍艦の箱館来航は珍しく、現地の幕府当局者や居留民たちに対して、ひさびさにその古き威厳を見せつけたとのことであった¹⁹。

また箱館領事ヴァイスは、同年五月七日付のウィンチエスター代理公使宛公信において、駐日領事の任を離れることになった箱館領事ゴシケビッチが当港に来航した軍艦サハリン号に搭乗して、ニコラエフスク経由でセント・ペテルブルクに出発した旨を報じた²⁰。さらに同月二二日付の別信においては、ロシア蒸気軍艦ボガチ号およびバリアック号が、提督クラスの上級将校を搭乗させて、満州沿岸におけるロシア領の港を視察するため現地を出発した旨を報じるとともに、両艦の出発前、ロシア提督の訪問を受けたことも合わせて報じている²¹。本来、箱館のイギリス領事館には、極東ロシア領における情報収集活動をその任務の一つとしていたこともあり、提督クラスのロシア軍人が訪問することをあまり歓迎しなかった。ゆえに、頻繁なるロシア軍艦の箱館来航という事態に際し、今後いかに対応すべきかあえて駐日公使館に訓令を仰ぐほどであった²²。

その後も、不凍港である箱館には頻繁にロシアの軍艦が来航した²³。こうした状況は、伝統的なロシアの脅威という感情を喚起させ、イギリスの対日政策に障害となりかねない。そこで、新たな駐日公使となったハリリー・パークスは、赴任早々の一八六五年一〇月、現地の状況を視察するべく箱館に赴くべく、イギリス極東艦隊司令長官キング副提督に随行を依頼した²⁴。

パークスは、イギリス極東艦隊旗艦プリンセス・ロイヤル（司令長官キング副提督搭乗）を中心とした艦隊に同乗して現地に赴くことで、箱館行きをたんなる視察に終わらせず、現地におけるロシアの影響力に対抗できるイギリスの軍事的威力を見せつけ、箱館の外国人社会に変化を与えようとしたのである²⁵。

以後、駐日イギリス公使館は、箱館、さらには北方におけるロシアの動向に警戒心を怠ることがなく、ささいな情報にも注視するようになっていく。

第三章 一八六六年

イギリス政府からの訓令

一八六六（慶応二）年になると、イギリス本国政府も、サハリンにおけるロシアの活動情報入手し、多大な警戒心を抱くようになった。一八六六年四月一九日付でクラレンドン外相は、パークスに対して次のような訓令を与えている。すなわち、フランス駐日公使が同国政府にもたらした極秘情報によると、ロシアの駐日機関が日本政府（徳川幕府）の弱体化に乗じて、サハリン島におけるロシア国境の拡張に関心抱いているとのことだが、これは対日条約締結国にとって不利益になるので、日本政府を援助せよというのである²⁶。

ここで注目すべきは、こうした情報が、駐日公使レオン・ロツシュからもたらされたことである。ロシアの積極的南下政策は、ロシア以外の対日条約国にとって等しい脅威と認識されたのである。親幕的行動をとったことで、時として微妙な対立を生じていた当時の英仏駐日公使館であったが、以後、ロシアの南下に対しては一致した行動をとっていくこととなる。

また既に、クラレンドン外相の訓令を待つことなく、ほぼ同様の情報が、箱館のイギリス領事館からパークスのもとにもたらされていた。

箱館領事ヴァイスからの公信によると、ロシアの領土政策を真剣に研究した結果、それは（日本の）北方地域で遂行されているものに類似しているという確信を持つにいたったという。そして、断続ながらロシア政府が遂行しているこの政策の目標は、日本の北方領域、すなわち蝦夷地をロシア領とすることであり、ヴァイスは指摘する。また、これは数年前、清国政府がイギリスやフランス政府との関係に苦心している間にロシアが割譲に成功した満州地方（沿海州地方）の例を引き合いにだすとともに、サハリン島におけるロシアの南下状況を伝えている（日本人が入植していない土地を次々と占領し、次第に南下を続け、今やサハリン全島に及ぼうとしていると）。さらにヴァイスは、ロシアがサハリンの常駐兵力を増強してさらなる南下を続ける政策を実施予定であったが、来年まで延期になった（ただし噂であった）ことを伝えるとともに、日本側の入植地を保護するためには箱館においてエンフィールド銃を購入し、二ヶ月のうちに八〇〇名の兵力を派遣すべきことを提言していた²⁷。

そして、ロシアのサハリン南下政策に対するイギリスを始めとする各国の懸念は、次に述べるサハリン島クシュンナイにおける日露の衝突（幕吏捕囚事件）

によつて最高潮なものになっていき、遂にイギリス海軍は現地への視察艦船を派遣していくことになる。

クシユンナイにおける日露の衝突

クシユンナイにおける幕吏捕囚事件とは次のようなものである。

一八六六年三月末（慶応二年二月末）に、北緯四八度線付近にあるクシユンナイを巡見するため、幕府の調役並葛山愼介が到着し、配下の定役水上重太夫ら八名と北方のコモシララオ口漁場見廻りのためロシア陣営の前を犬ぞりで通りかかった時、葛山以下幕吏の通行を、数十名のロシア兵が阻止し、乱闘の末、彼らを捕らえて数十日にわたり監禁した。ロシア兵の隊長メンチュクによれば、尋問したい旨があった幕吏の通行を止めさせたところ、逆に抜刀して斬りつけられたので彼らを捕らえたと主張した。一方、水上らはロシア人と対談するつもりで彼らの住居に近づいたところ大勢のロシア兵が棍棒で殴りかかりきて、刀をとられまいともみあっているうちにロシア兵二名と日本人一名が怪我をした主張している。

葛山らは直ちに身柄引渡を要求したが、メンチュクはニコラエフスクからの連絡をまつとしてこれを拒絶したので、箱館奉行小出秀美がロシア領事ビューツォフと交渉した。ビューツォフは、メンチュクおよび沿海州知事に書簡を送つたところ、慶応二年四月一〇日頃に八人は釈放された（おそらくメンチュクの通報を受けたニコラエフスクの指示によるもの）²⁸。

幕吏捕囚事件は日露国境確定交渉を再開させる一因になつたといわれている。すなわち、事件に衝撃を覚えた箱館奉行小出秀美らは、サハリン島国境確定の必要性を痛感し、江戸および大坂の幕閣を説得した後、同年、小出らを使節とする遣露使節団が結成されることになつたからである。そして翌年（一八六七年三月三〇日＝慶応三年二月二五日）、幕府遣露使節はロシア政府とセント・ペテルブルクにおいて暫定協定を調印し、サハリン島における当面の日露雑居を取り決めた。しかし、この協定が結果的にさらなるロシアの南下を促進させることになつたわけである。

以上は、日露関係からのみみた幕吏捕囚事件の影響であるが、この事件は同時に、ロシアを除いた各国の駐日外交機関の対露脅威意識を直接的に喚起させることになつたという点で、きわめて重要な意味をもつことを指摘しなければならぬ。そして、特にイギリスの駐日外交機関（箱館領事館および駐日公使館）に与えた影響は多大なものがあつたのである。

事件に対する箱館領事ガワの情報収集活動

事件の報に接した箱館イギリス領事館は、当初、正確な事実関係の確認に奔走したようである。なぜなら、当初、日露の衝突によって双方に死傷者がでていたという未確認情報が伝わっていたからである。そのため、新箱館領事となったアベル・ガワーは、部下のラッセル・ロバートソン（補佐官）に情報収集活動を命じ、その結果、葛山慎介が、解放交渉のため現地に渡った箱館奉行所調役並古橋次郎に宛てた、衝突発生当時の経緯を伝える私信（慶応二年二月二三日付）のコピー³²入手に成功している。

この書簡は、当然、日本人の側から事件の経緯が記されていた。そのため、書簡の訳文をパークスに転送するにあたり、ガワーは、事件の原因がロシア人の側にあると確信した。そして、ロシア側が、自らが希望する方向での日露国境交渉の確定を事件解決（幕吏釈放）の条件としているのではないかと推察すると同時に、こうしたロシアのやり方は、わが国をして十分注意を喚起しなければならぬ事態であると主張していた³⁰。

その後ガワーは、現地から葛山および古橋が連名で箱館奉行所に宛てた書簡（慶応二年三月二一日付）も入手することに成功している。この書簡は、現状の体制（警備体制やロシア語の通訳がない体制）では、日本側入植地を維持することの困難さが訴えられていた³¹。

またガワーは、箱館ロシア領事館の動向や、ロシア太平洋艦隊の箱館来航情報などを詳しく伝え³²、今後の事態は予断を許さないとパークスに警告していた。

パークスの対応

クシュンナイにおける幕吏捕囚事件を伝えるガワーからの公信に接したパークスは、ロシアのサハリン南下政策、およびそれにもなう侵略行為について警告を日本政府に発せよと命じたクラレンドン外相の訓令を実行に移す好機と考えたようである。

パークスは、ガワーからの報告、葛山私信の訳文のほか、フランス箱館副領事ウーヴからの事件に関するロツシュ宛て公信³³、さらには箱館ロシア領事ビューツォフと箱館奉行との往復公信³⁴などをガワー経由で得ていた。前述したように、ロシアの南下問題については、フランス公使ロツシュは同調姿勢を表明している。そこでパークスは、英仏双方が収集した情報を比較検討しながら、ロツシュとともに事件に関する事後策について協議をおこなっている。そして、もたらされた情報はロシア側が侵略者であることとしているが、ロシア領事ビューツォフが箱館奉行に対してロシア人六名のみが負傷したと主張していることなどを考えれば、実際にはどちらに非があるかはわからず深刻な問題ではない

こと、および、日露間の国境問題があまり頻繁に協議されていない点を確認した³⁵。

そのうえでパークスは、一八六六年六月二三日（慶応二年五月一日）における幕府老中との会談において、箱館奉行が事件じたいは深刻な問題ではないと指摘しているので現地に解決をまかせればよいが、日露の国境問題についてはこの機会を逃すことなく、これまでのように、暗黙の了解となっているような想像上の国境線を引くのではなく、明確な国境線を確定すべきことを強く提言した。

パークスの提言に対して、老中はたしかに好機であると謝意を表明したという。そこでパークスは、自身の主張はロツシュの助力を得て導かれたものであり、日本政府がとりうるべき唯一の安全策であるとロツシュ氏も確信していると付け加えた³⁶。

もちろん、公式上、このパークスの提言に対して、幕府側がなんらかの行動をおこした形跡はみあたらない。むしろ黙殺されたというべきかもしれない。しかし実際には、幕府は、前述した遣露使節団のセント・ペテルブルク派遣を決定しているわけであり、パークスの提言は少なからぬ影響を与えたというべきである³⁷。

シーラ号の現地派遣要請

パークスの対応は、たんに幕府への日露国境問題確定提言にとどまらなかった。

なぜなら、クシュンナイにおける日露の衝突事件に関する情報は確定できたが、前述したように、ロシアは対日政策に関して独自の行動をとり続けており、箱館イギリス領事館などから伝えられる北方情報には未確認なものが多いうえ、イギリス本国からロシアの南下状況を注視せよとの訓令を与えられているにもかかわらず、ロシア領である沿海州からサハリン島周辺における北方海域に関する正確な現地情報を未だ持ち合わせていなかったからである³⁸。

そこでパークスは、新たに極東艦隊司令長官に就任したキング副提督に対して、タタール海峡（間宮海峡）域に自国軍艦を派遣して、現地の視察・情報収集活動を提案した。また、同地域のうち、特にニコラエフスクなどは自由港になっっているにもかかわらず、自国商船が同地を訪れることはめつたになく、ましてや自国軍艦がタタール海峡域を訪れたことはかつてないことから、ドックなど、現地におけるロシア海軍情報も収集すべきことを提案した。そして、情報収集活動の便宜として、日本語通訳が必要と考えられるので、箱館領事館のラッセル・ロバートソンを視察に同行させるよう、ガワーに対して指令してい

パークスの要請を受けたキングは、コルベット艦シーラ号（一四六七トン・四〇〇馬力）の現地派遣を決定し、同艦のコートナイ艦長に対して航海命令を与えた。

キングの発令した航海命令⁴⁰によると、シーラ号は、タタール海峡域のうち、ポシエツ湾、ポート・メイ（ロシア語名ウラジオストック）、ナホト力湾、オレガ湾を巡回航行して現地の情報を収集することが公式の任務とされた。しかしシーラ号には、あわせて、サハリン島南部のアニワ湾、および日露の衝突事件が発生したクシュンナイ入植地に関する情報収集が特殊任務として命じられた。

さらにキングは、箱館出航後、タタール海峡域の諸港視察後、さらに北方であるアムール川河口のカストリ湾（デ・カストリ）まで進み、直接、ロシア・シベリア総督府のあるニコラエフスクとの情報交換をおこなうことが適当であると指摘している。

少なくとも、平時である以上、英露の交流をロシア側が拒む理由はない。したがって、積極的にロシアの現地関係者や軍関係者から情報を収集したほうが、より確実とキングは考えた。そして、現地における交流のなかから、コートナイおよび彼の部下たちが機転を利かせてイギリスの欲する情報および現地におけるロシアの行動意図を極秘裏に探索してくれることを期待したのである。

視察終了後は、箱館経由で極東艦隊が集結予定である横浜に帰還することも命じられた。なお、パークスの指令どおり、ガワーはロバートソンに日本語通訳としてシーラ号の視察航海への随行を命令した⁴¹。

シーラ号の視察航海 (ポシエツ湾・ナホトカ・ウラジオストック)

シーラ号の視察航海は、後日、コートナイがキングに提出した報告書に従えば次のようなものであった⁴²。

シーラ号は、一八六六年七月二〇日（慶応二年六月九日）にキング指揮の極東艦隊が停泊していた長崎⁴³を出航し、途中から艦隊と別れて同月二六日、ポシエツ湾に到着した。

まずポシエツ湾において、コートナイは現地の司令官を訪ねた（現地には二〇〇名のロシア兵が駐屯）。そしてコートナイは現地司令官に対して石炭に関する質問などを尋ねている。また、現地には清国向けの輸出に従事しているイギリス船およびハンブルク（ハンザ関税同盟）の船が停泊していたことを確認している。

続いてシーラ号は、同月二八日にはウラジオストックに到着し、現地司令官

からの訪問を受けている。現地における停泊船舶はイギリス船一隻であった。その後、七月三一日にナオホトカに到着。周辺の諸港を視察し、八月五日にオレガ湾を出発して、同月九日（慶応二年六月二十九日）に箱館に到着した。

ロシア准提督ケルンの誇大発言

箱館では、ガワーからクシュンナイにおける日露衝突に関する詳細な報告書類を受け取ったのち、八月一五日（慶応二年七月六日）、サハリン島に向け出航している。なお、前述したロバートソンは、この航海から日本語通訳として随行している。

また、シーラ号の箱館停泊中、たまたまロシア太平洋艦隊司令長官のケルン准提督がアスコルド号で来航していた。コートナイはケルンと面識があった。かつて香港および長崎でケルンに会ったことがあるという。そこで、出航前、コートナイはケルンと会談している。この会談中、両者は海図を見ながら語り合っていたが、ケルンがコートナイに対して、「クシュンナイにはわれわれと日本人との境界線があるが、日本人たちは最近はなはだうるさい」と語った。そこでコートナイが、両国の哨所がこんなに接近して暮らしていると喧嘩が起りやすいのではないかと指摘すると、ケルンはかなり興奮気味に、

「沿海州には一万人の兵力があり、クシュンナイにも強い兵士たちがいる。どうして日本人たちがわれわれに抵抗できるだろうか。もしもしロシアがサハリン島の残りを望んだならば、誰も阻止することはできないであろう。もしロシアがあれば（ケルンの指は蝦夷を指していた）を望んでも、誰も阻止することはできないであろう。」

と主張し、さらにホープ提督と対馬のこと（「ポサドニック号事件？」）について言及し始めたという（ただし、コートナイはその意味がわからなかったという）。

ケルンの発言はもちろん誇張されたものであり、コートナイはあくまで私的な会談のなかの私的な発言として冷静に受けとめた⁴⁶。しかしその一方で、当時の極東ロシア軍は、そのつもりになればケルンが誇張するだけの軍事行動をとりえる状況にあったことを示しているといえよう。

シーラ号の視察航海　クシュンナイ

さて、箱館を出航したシーラ号は、八月一九日、クシュンナイに到着し、現地における日露双方の哨所を訪ねた。双方の交流は、まったく事務的なものを除けばおこなわれていないようであった。またコートナイは、ロバートソンの助力を得ながら事件に関する調査をおこない、ガワーが入手した日本側の書簡

二通の主張はいささか誇張されたものとの印象を受けるにいたっている。それは次のような点からも明らかであったようである。

またコートナイは、クシユンナイにおける日露兵力駐留状況が、ロシア側が分遣隊一〇〇名に加え、二、三門の一、二ポンド砲を備えているのに対し、日本側はパーカッション銃が一五丁、火縄銃を一〇丁備えているだけで、(コートナイが認識できるほどの)目立った兵力もないと指摘している。また、九年前にロシア人が同地に初めて来た時、日本人は誰も住んでいなかったが、その後、ニシトマイから日本側役人がやってきて、ロシア側の占領意図を問うようになったという。総じて、現地における不平は日本側からのみ発せられており、ロシア側で問題になっているような事態をコートナイはまったく聞かなかったという。とはいえコートナイは、ロシア側哨所を訪れてみて、日本側が不平をいう理由の一つを発見したという。それは、日曜日や休日になるとロシア人が酔っぱらって日本人としばしば喧嘩になることにあるというのであった。

シーラ号の視察航海 (カストリ湾・ニコラエフスクほか)

クシユンナイの視察を終えたシーラ号は、八月二一日に同地を出航し、翌日にデュイ(サハリン島北部)に到着し、良質な石炭の積み出し作業などを視察した。そしてさらに、同月二四日に一六マイル北方、ジョンクイル湾のギルヤック(Gilless)を訪れた後、翌日、カストリ湾に到着した。同地は要塞化された港湾であり、ロシア船数隻・イギリス商船二隻・ハンブルクの船舶を三隻(ロシア政府の傭船)を確認したという。そしてさらに航海を続け、八月二六日(慶応二年七月一七日)、シーラ号は東シベリア総督府のあるニコラエフスクに到着した。

現地ではドックの様子や町の様子を調査するとともに(多数の砲台を発見)、ニコラエフスク長官であるファルエルム准提督を訪問し、サハリン島問題(コートナイは、一部のロシア人酔っぱらいが問題であると指摘)などについて意見を交換している。

またコートナイは、現在の東シベリア総督がカイサコフ將軍(ムラビヨフの甥で、彼の部下であったが昇進した)であること、ドックはイギリス人技師ウツド指揮下のもと建造されたこと、現下のロシア太平洋艦隊はアスコルド号・バリアック号・イスモランド号の三隻のみであること、セント・ペテルブルクへの電信が未完成であることなどの情報を現地ロシア軍関係者との交流のなかから得ている⁴⁵⁾。

さらにコートナイは、ロシア側の許可を得て、数名の将校および口バートソンを、ニコラエフスク周辺のマリンスクおよびサフェスクサフエスクに派遣し、現地調

査をおこなわされている。

シーラ号がカストリ湾を出航したのは、九月一日（慶応二年八月三日）のことである。その後、南に航路をとり、ラ・ペルーズ海峡経由で、同月十九日、サハリン島アニワ湾のクシュンコタンに一時寄港して日本人入植地における漁業の様子などを視察した後、同月二十六日（慶応二年八月十八日）、箱館に入港した。箱館では船舶修理などをおこない（ロバートソンは箱館領事館に復命）、一〇月六日（慶応二年八月二十八日）、横浜に向けて出発、同月一〇日（慶応二年九月二日）に到着した。

そしてコートナイは、キングに対して、約二ヶ月にわたったシーラ号の北方視察航海に関する膨大な報告書を提出している。またシーラ号の視察航海に途中から参加したロバートソンも、一ヶ月余にわたった自らの随行に関して、膨大な報告書を、上司であるガワーに対して提出している⁴⁷。

総じて、シーラ号の視察は、コートナイが報告書の冒頭に記しているように、ロシア政府からの命令があったのか、予想以上に現地における歓待をうけ、比較的自由な情報収集ができたようである。したがって、コートナイおよびロバートソンの報告書には、いくらか、ロシア側によって作為された情報があることを斟酌する必要があるのかもしれない。

しかし、それまでイギリスはシベリアおよびサハリン島に関する情報、特に現地におけるロシアの軍事情報をあまり持ち合わせていなかったわけであり、パークスは、これら二つの報告書を価値あるものとみなしたのであった⁴⁸。

おわりに

以上、一八六五～六年におけるイギリスの対露情報収集活動および同国海軍における沿海州・サハリン島への視察航海の過程を明らかにしてきた。特に、一八六六年のシーラ号による沿海州・サハリン島の視察航海は、イギリス海軍によって積極的におこなわれた対露情報収集活動の端緒であった。

その後、ロシアはさらなる島南下政策を遂行し、一八六七年末までにはサハリン島全土をほぼ占領することになる。こうした状況に対し、イギリス海軍は自ら積極的に現地を視察し、またその情報を受けたパークス以下の駐日公使館は、日本政府（明治政府）に対して日露国境確定問題の至急な解決を助言していくことになる。とはいえ、成立直後の明治政府にはその助言を十分に実行する余裕がでなかつたため、一八七〇（明治三）年になると、遂にパークスはサハリン島を放棄し、現実的な代償（クリル諸島あるいは金銭的補償）をロシアから獲得するよう明治政府に対して勧告するに至る。当時の明治政府は、パークスの勧告を拒否したが、結果としては、紆余曲折を経た後、一八七五（明

治八)年における千島樺太交換条約の締結につながっていくことは周知の事実である。

パークスによるサハリン放棄勧告の背景にあったものは、イギリス海軍による積極的な現地調査である。しかし、こうした活動は、軍事上仮想敵国の関係にあった極東ロシア海域の調査にほかならず、なんらかの契機がなければ簡単に実施することはできなかつたものと考えられる。そうした意味において、シラ号の視察航海は大きな意義を有しているのである。

¹ 岡義武『黎明期の明治日本 日英交渉史の視角において』未来社、一九六四年、五「明治初年の蝦夷地とイギリス」・石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂、一九八三年、第二章「日露国境問題の展開」・安岡昭男『幕末維新期の領土と外交』清文堂、二〇〇二年、第三章「幕末明治初期の日露領土問題と英国」など。このほか、部分的にイギリスの動向について言及している研究は数多い。² 石井孝『日本開国史』吉川弘文館、一九七二年、第三章第四節・ファインベルグ/小川政邦訳『ロシアと日本 その交流の歴史』新時代社、一九七三年、第四、五章・石井孝『明治初期の日本と東アジア』一九六〇八頁・秋月俊幸『日露関係とサハリン島 幕末明治初年の領土問題』筑摩書房、一九九四年、第一章などを参照。

³ 石井孝『日本開国史』第三章第二節「W. G. Beasley, *Great Britain and the opening of Japan, 1834-1858*. Japan Library, 1995. Reprint. Chapter V.

⁴ 井上勝生「日本開国と『北方水域』」(『地方史研究協議会編』『北方史の視座 対外政策と文化』雄山閣、一九九四年)。同氏の主張は、スターリングの要求を幕府側が拡大解釈して長崎・箱館の開港を認めたとするウィリアム・ビーズリー氏や石井孝氏の主張である。「稚拙な幕府の外交策」を批判することになった。そして、当時の幕府は戦時国際法を正しく理解していたこと、また入港時における戦闘禁止・日本国法の遵守規定が協定に盛り込まれていることから、日英協定や幕府による主体的な開港の選択であったと評価している。幕府の立場にたった分析が、これまでの日英協定研究には欠けていたため、うなずける点もあるが、全体的に同氏の主張は、一九八〇〜九〇年代に盛んとなった、開国交渉における幕府外交の再評価(幕吏有能説)という潮流のなかで説かれたものであるため、いささか拡大解釈の嫌いを否定できない。また、つねに交渉の主導権はスターリングの側にあり、幕府側の対応はつねに受動的なものにほかならない点を否定できるものではない。幕吏の対応に関する評価は、あくまで限定的な可能性のなかでの努力として評価すべきであろう。

⁵ W. G. ビーズリー「衝突から協調へ 日本領海における英国海軍の測量活動」(一八四五―一八八二年)、「木畑洋一/ノイアン・ニッシュュほか編『日英交流史』一六〇〇―二〇〇〇』第一巻「政治・外交」東京大学出版会、二〇〇〇年、一〇九頁。

⁶ 石井孝『明治初期の日本と東アジア』一九七頁、秋月俊幸前掲書、一二三―三八頁、安岡昭男前掲書、六九頁。

- ⁷ 秋月俊幸前掲書、一三八～四四頁。
- ⁸ ファインベルグ前掲書、二四〇頁。
- ⁹ 当時、アイヌ居住の北限である北緯五〇度をいちおうの国境線とする認識が幕府側にはあったようである（秋月俊幸前掲書、一二五頁）。
- ¹⁰ 石井孝『明治初期の日本と東アジア』一九七～八頁・秋月俊幸前掲書、一五〇～五頁。
- ¹¹ ファインベルグ前掲書、二二六～七頁。
- ¹² 同右書、二四二～三頁。
- ¹³ 同右書、二九〇～二頁。
- ¹⁴ 同右書、二九三頁。
- ¹⁵ 拙著『幕末維新期の外交と貿易』校倉書房、二〇〇二年、三五頁。
- ¹⁶ 以上の詳細については、同右書、第一章を参照のじよ。
- ¹⁷ オリーウ・チェックランドノ杉山忠平・玉置紀夫訳『明治日本とイギリス』法政大学出版局、一九九六年、七七～八頁、および、ビースリー前掲論文などを参照のじよ。
- ¹⁸ Great Britain Foreign Office Records (cited hereafter as F.O.), 46/55, No. 108, Inc. 1. Notes on the Political Relations and views of the different Foreign Powers having Treaties with Japan. 23 June 1865. Confidential.
- ¹⁹ F. O. 262/93, No. 27. Acting Consul Annesley to Sir Ruthertford Alcock. Hakodate. March 14, 1865.
- ²⁰ F. O. 262/95, No. 46. Consul Vyse to Charles A. Winchester. Hakodate. May 7, 1865.
- ²¹ Ibid. No. 55. Vyse to Winchester. Hakodate. May 22, 1865.
- ²² Ibid. No. 55. Vyse to Winchester. Hakodate. May 22, 1865.
- ²³ 例々々。Ibid. No. 81. Vyse to Winchester. Hakodate. September 9, 1865.
- ²⁴ F. O. 46/57, No. 54. Sir Harry Pakes to Earl of Russell. Yokohama. September 30, 1865.箱館行きの用件は「J」のほか火災にまつて焼失してしまつていた現地の領事館再建のための新たな敷地選定とつた事情などもあったが、パークスにとって未知なる開港場であった現地（長崎は横浜への赴任途中で立ち寄つてゐる）を訪れてみたいといふ意図もあつたと思われ（萩原延壽『遠く』第三巻「英国策論」朝日新聞社、四二～四頁）。
- ²⁵ F. O. 46/57, No. 58, Inc. 1. Parkes to Vice Admiral George King. Yokohama. October 22, 1865.
- ²⁶ F. O. 262/105, No. 63. Lord Clarendon to Parkes. Foreign Office. April 19, 1866. Confidential. 446. 「J」の指令は海軍省経由で、キングのまじりも伝えらるゝじよ(Great Britain Admiralty Board Records (cited hereafter as ADM) 125/119, No. 69, ff. 357-9.)。
- ²⁷ F. O. 262/110, No. 17. Vyse to Parkes. Hakodate. March 8, 1866.
- ²⁸ 事件の概要については、秋月俊幸前掲書、一六八～九頁・北海道編『新北海道史』第二巻、一九七〇年、七七一～三頁を参照。ただし、『新北海道史』の記述は、北海道庁編『北海道史』第一、一九一八年、八四五～六頁、および、同編『新撰 北海道史』第二巻、一九三七年、六九九～七〇〇頁の記述（両者と

Majesty's Ship Scylla. Yokohama. 10 October 1866.以後、シーラ号による視察航海の詳細は、同報告書に拠る。

⁴³ 11の時、キング指揮下のイギリス極東艦隊は、パークスを乗せた鹿児島藩および宇和島藩訪問の旅程の途中、長崎に滞在していたのである。

⁴⁴ 石井孝氏は、ケルンの発言について「当時、ロシア軍人の眼中には、サハリンの日本領有部分などなかったばかりでなく、さらに南下して蝦夷地をねらっていたことを示すものである」(前掲書、一九八頁)と指摘している。また安岡昭男氏も、ケルンの発言を紹介したうえで、「英国としては北方への注意を怠れなかった」(『明治初期の日本と東アジア』七四頁)と指摘している。ただし、ケルン同様ないささか誇張気味のように思われる。この発言じたいが、英露関係のなにかに影響を及ぼすことはなかったからである。事実、コートナイは、この発言に続いて、「提督はドイツ人の血統にあり、ロシアでは外国人であると私に語った。提督はロシア人以上にロシア人ぶっているのである。」と指摘している。また、同席していたケルンの部下たちが、後で「提督は外交官ではありません、それははつきりしております」とコートナイに語ったという。

⁴⁵ 11のほかコートナイは、カストリ湾ではヨーロッパで戦争が起きるといふ噂(詳細不明)を確認したほか、ニコラエフスクでは、多数のポーランド人受刑者がシベリアに送還されてくるとの噂(この情報は噂ではない部分があった)も得ている。

⁴⁶ ロバートソンは、ソフェスクにおいてアメリカ人モースの発明した電信機(いわゆるモールス信号)が利用されていたことを、ガワーに提出した自らの報告書のなかで伝えている(F. O. 262/111. No. 28. Inc. 1. Robertson to Gower. Hakodate. September 28, 1866.)

⁴⁷ Ibid. No. 28. Inc. 1. Hakodate. September 28th 1866. Robertson to Gower. Hakodate. September 28, 1866. ロバートソンの報告書は、当然、内容的にコートナイのものと重複する箇所が多々ある。また、箱館において幕吏と交流があったロバートソンだけあって、クシユンナイにおいて捕囚事件関係者である葛山愼介の訪問を受けるなど日本側哨所および入植地に関しては詳細な情報を記している(むしろ、コートナイの報告書に記されたサハリン島の日本側情報はロバートソンの調査に大きく依拠しているといったほうが正しいといえる)。その他、ニコラエフスクなどカストリ湾に関しては、現地の地理や産業に関する内容が中心になっている。なお、ロバートソンの報告書は、F. O. 46/71. No. 170. Inc. 2.にもそのコピーが存在するが、一部、筆写の過程においてか、語句に相違が見受けられる(内容的にはほとんど同一である)。

⁴⁸ F. O. 46/71. No. 170. Parkes to Lord Stanley. Yokohama. October 17, 1866. Confidential.